

## 第1章 総則

1 本協会の管理する著作物の使用料は、下記の区分により、第2章第1節から第18節に定める額とする。

- (1) 演奏等 (2) 放送等 (3) 映画 (4) 出版等
- (5) オーディオ録音 (6) オルゴール (7) ビデオグラム録音 (8) 有線放送等
- (9) 貸与 (10) 業務用通信カラオケ (11) インタラクティブ配信
- (12) BGM (13) CDグラフィックス等
- (14) カラオケ用ICメモリーカード (15) 広告目的で行う複製
- (16) ゲームに供する目的で行う複製 (17) 業務用音楽配信 (18) その他

2 (略)

(総則の備考) (略)

## 第2章 著作物の使用料

第1節 (略)

第2節 放送等

1~5 (略)

(放送等の備考)

①~⑪ (略)

⑫ 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、放送の形態等により、本規定の定めにより難い場合の取り扱いについては、第18節の規定を適用する。

第3節～第16節 (略)

## 第17節 業務用音楽配信

業務用音楽配信に著作物を利用する場合の使用料は、第11節の規定にかかわらず、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

### 1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

月額使用料は、業務用音楽配信を受ける事業所等に係る事業者（以下本節において「受信者」という。）ごとに、当該受信者の利用態様に応じて次の各号に定める方法によって算出した金額の合計（5,000円を下回る場合は5,000円）とする。

(1) 受信者が、事業所等においてチャンネルを演奏又は伝達（映像を伴うものを除く。以下本節において「演奏等」という。）する場合は、月額の情報料収入の5.6%又は112円のいずれか多い額に、当該受信者における月間の総受信端末機器数を乗じて算出する。

ただし、当該チャンネルが、複数の事業所等で同時に演奏等されることを目的とするものである場合には、月額の情報料収入の3.5%又は70円のいずれか多い額に、当該受信者における月間の総受信端末機器数を乗じて算出する。

(2) 受信者が、事業所等においてチャンネルによることなく楽曲を演奏等することができる場合は、月額の情報料収入の20%又は400円のいずれか多い額に、当該受信者における月間の総受信端末機器数を乗じて得た金額を上限として、利用状況に応じて算出する。

## 2 包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、事業所等からの1曲1リクエストごとに定めるものとし、1曲1リクエスト当たりの情報料の20%又は20円のいずれか多い額を上限として、利用状況に応じて定める。

### (業務用音楽配信の備考)

- ① 業務用音楽配信とは、事業所等において演奏等することを目的として、著作物を当該事業所等の受信端末機器等に、放送若しくは有線放送以外の方法により公衆送信し又はその公衆送信に伴い複製することをいう。ただし、第10節若しくは第15節の規定が適用される場合又は結婚式、披露宴その他これに準ずる催物を演出することを目的とする場合を除く。
- ② チャンネルとは、楽曲のジャンル、利用のシーン又は事業所等の業態に応じて、あらかじめ選択された楽曲群をいう。
- ③ 情報料とは、いずれの名義であっても、業務用音楽配信の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金（消費税相当額を含まないもの。）をいう。
- ④ 1(1)の規定が適用される場合で、当該受信者において同一のチャンネルを演奏等する事業所等の数が1,000を超えるときは、112円を50.4円に、70円を31.5円に読み替えて算出する。
- ⑤ 本節の対象となる利用のうち本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議の上、本規定の率又は額の範囲内で決定する。

## 第18節 その他

本規程の第1節乃至第17節の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物利用の目的および態様、その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第17節業務用音楽配信の規定については、  
2025年5月1日から実施する。